

■十三湖ボートシーバスのルール

十三湖内でボートシーバスを楽しむにあたり重要なのは「漁業者とのトラブルを避けること」、「漁場を荒らさないこと」そして「事故を起こさないこと」。ルールを守れないと、最悪の場合「ボートゲーム禁止」という事になりかねないので厳守すること。

□漁期と時間帯に関する注意点

○常に漁業者優先であること。

十三湖のシジミは、例年4月10日頃～10月15日頃までが漁期。その間、シジミが産卵期に入る7月10日頃～8月20日頃までは禁漁期となる(その年のシジミの穫れ具合によって日程が変更されることあり)。

操業の時間は、午前7時～11時に決められており、この1時間前後も含めて湖上を高速で漁船が行き交う。よって、その時間帯は危険を伴う上に漁を妨げることになるので湖上にボートを出してはいけない。尚、解禁期間中の水曜と日曜は休漁日。

□禁漁期の地区限定解禁について

○禁漁期の操業に注意

7月10日～8月20日までの禁漁期は、漁が休みのため朝からの釣りができる。しかし、この間に岩木川河口と中の島の漁場が開放される地区限定解禁がある。

日程はその年の状況や天候で変わるので特定できないが、岩木川河口域については火、木、土の週3日、また中ノ島については例年8月10日頃から2～3日、お盆用の出荷のために操業することがある。この間の操業時間は、6時～9時頃の場合が多い。

運悪く、操業時にボートを浮かべてしまった場合は、邪魔にならないように素早く避航し、危険を感じたらただちに陸に上がる。特に水揚げのために頻繁に漁船が行き交う漁港周辺には近づかない。

尚、操業日は毎年変わるため、十三漁協に問い合わせること。

□漁港及びスロープの使用について

○漁港は使用不可。スロープは必ず許可を得る

漁協前の漁港は荷揚場となっているので、ボートの上げ下ろし、駐車は禁止。また、湖岸のスロープも借り主の許可無く使用してはならない。漁協ではスロープの斡旋は一切行っていないので、あくまで個人交渉での借り上げとなる。

スロープ付近には借り主がシジミの稚貝を撒いているので、スロープ前も大切な漁場。よって、スロープ前での船外機始動など、漁場を荒らす可能性がある行為は禁止。許可が無い限り、トレーラブルやインフレーターボートなどは他を利用して降ろさなければならぬ。

また、湖内の漁網やロープ、杭、ブイなどには極力近づかず、万が一損傷した場合には速やかに漁協に届け出る。その他漁に支障を及ぼす行為をしてはいけない。

□プレジャーボートについて

○L脚トランサム of 自粛

十三湖内の水深は0.5～1.5m 平均で最深部でも2.2m(水戸口、十三大橋付近を除く)と浅い。よって、座礁の危険があり、船外機で湖底の砂を巻き上げる(シジミを傷つける)可能性のあるプレジャーボート及びトランサムの長い船外機を搭載した舟は、湖内での高速航行及び釣りは自粛。また、場所によっては湖底に大きな石や天然木などの漂流物が沈んでいるため、小型ボートでも15馬力までの船外機とし無謀な高速航行は禁止。

□ゴミと駐車場、騒音について

スロープ回りの路上、路側帯や漁港付近、民家付近での迷惑駐車はしないこと。どうしても駐車が必要な場合は必ず許可を得る。また、早朝、深夜の騒音は厳禁。当たり前だがゴミは必ず持ち帰る。

□事故防止

小型船やカヤック、カヌー等は漁船から見えにくいので、セーフティフラッグを高い位置に立てるなどの工夫をする。また、濃霧で視界が悪い場合、GPS 装備艇以外は航行を見合わせる。基本的に日中の釣りとし、密漁船と間違えられないためにも夜釣りは自粛。高速で航行する漁船が見えたら、速やかに避航できるように錨泊は十分な注意を。

□最低限の航行ルールを守る

無資格で乗れる 2 馬力船外機搭載のボートによる事故が増加している。ボートの運行にあたっては、免許不要のボートであっても最低限の航行ルールを守ること。

トローリングは禁止されていないが、錨泊中、漂流中の船舶には近づかないこと。またトローリング時は前方に注意し、衝突などの事故を防ぐこと。

十三湖は内水面なので、定員 3 人以下、長さ 5.0m 未満 5 馬力以下のボートは船舶検査が不要(ミニボートを除いて船舶免許は必要)。ただし、水戸口右岸と左岸の導流堤先端を結ぶ線から外は海水面になるので、船舶検査が必要になる。

尚、ボートからの釣りでは、陸っぱりで釣りを楽しむ人達への配慮を怠らないこと。

マナー違反や事故が発生すると、地元の漁業者はもちろん、多くの釣り人にも迷惑をかける。一人一人が注意して、未長く十三湖で遊べるように協力しあいたい。